Ｎ００８　装着
　１　装置（１装置につき）
　　イ　可撤式装置　300点
　　ロ　固定式装置　400点
　２　帯環（１個につき）　80点
　３　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　100点
　注１　１のイについては、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を加算する。
　２　１のロについては、固定式装置の帯環及びダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。
　３　１のロについては、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を加算する。
　４　３については、エナメルエッチング及びブラケットボンドに係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ００９　撤去（１個につき）
　１　帯環　30点
　２　ダイレクトボンドブラケット　60点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ０１０　セパレイティング（１箇所につき）　40点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ０１１　結紮（１顎１回につき）　50点
　注　結紮線の除去の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
（矯正装置）
Ｎ０１２　床装置（１装置につき）
　１　簡単なもの　1,500点
　２　複雑なもの　2,000点
Ｎ０１３　リトラクター（１装置につき）　2,000点
　注　スライディングプレートを製作した場合は、所定点数に1,500点（保険医療材料料等を含む。）を加算する。
Ｎ０１４　プロトラクター（１装置につき）　2,000点
Ｎ０１５　拡大装置（１装置につき）　2,500点
　注　スケレトンタイプの場合は、所定点数に500点を加算する。
Ｎ０１６　アクチバトール（ＦＫＯ）（１装置につき）　3,000点
Ｎ０１７　リンガルアーチ（１装置につき）
　１　簡単なもの　1,500点
　２　複雑なもの　2,500点
Ｎ０１８　マルチブラケット装置（１装置につき）
　１　ステップⅠ
　　イ　３装置目までの場合　600点
　　ロ　４装置目以降の場合　250点
　２　ステップⅡ
　　イ　２装置目までの場合　800点
　　ロ　３装置目以降の場合　250点
　３　ステップⅢ
　　イ　２装置目までの場合　1,000点
　　ロ　３装置目以降の場合　300点
　４　ステップⅣ
　　イ　２装置目までの場合　1,200点
　　ロ　３装置目以降の場合　300点
　注　装着料は、ステップⅠ、ステップⅡ、ステップⅢ及びステップⅣのそれぞれ最初の１装置に限り算定する。
Ｎ０１９　保定装置（１装置につき）
　１　プレートタイプリテーナー　1,500点
　２　メタルリテーナー　6,000点
　３　スプリングリテーナー　1,500点
　４　リンガルアーチ　1,500点
　５　リンガルバー　2,500点
　６　ツースポジショナー　3,000点
　注１　１については、人工歯を使用して製作した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
　２　２については、鉤等の費用及び人工歯を使用して製作した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ０２０　鉤（１個につき）
　１　簡単なもの　90点
　２　複雑なもの　160点
　注　メタルリテーナーに使用した場合を除く。
Ｎ０２１　帯環（１個につき）　200点
　注　帯環製作のろう着の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ０２２　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　200点
Ｎ０２３　フック（１個につき）　70点
　注　ろう着の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ０２４　弾線（１本につき）　160点
Ｎ０２５　トルキングアーチ（１本につき）　350点
Ｎ０２６　附加装置（１箇所につき）
　１　パワーチェイン　20点
　２　コイルスプリング　20点
　３　ピグテイル　20点
　４　アップライトスプリング　40点
　５　エラスティクス　20点
　６　超弾性コイルスプリング　60点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ０２７　矯正用ろう着（１箇所につき）　60点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｎ０２８　床装置修理（１装置につき）　200点
　注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
第２節　特定保険医療材料料
区分
Ｎ１００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数
　注　特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。